

**plus Baton (プラスバトン)**

- ・チャットによる健康相談
- ・セカンドオピニオン手配のWeb申込み機能 等

**■メディカルソムリエ** [ 対象 : 被保険者 ]**・セカンドオピニオン手配サービス**

この治療でよいか、他に治療はないか。納得の治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。専門医との面談手配のほか、お住まいや病状等の理由で外出が難しい場合は専門医とのオンライン面談あるいは電話相談の手配も可能です。

**・受診手配サービス**

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

**■メディカルほっとコール24** [ 対象 : 被保険者とそのご家族 ]

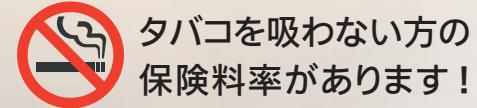
健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関して、医師・看護師等に24時間・年中無休で電話相談できます。

※このサービスは、ティーべック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。くわしくは、マニュライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封したチラシをご覧ください。

家族を支える安心を、外貨で備える。  
マニュライフ生命のこだわり外貨終身

# こだわり外貨終身

**ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。**

(マークの資料は、事前にマニュライフ生命ホームページで閲覧できます。)

[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#) [ご契約のしおり／約款](#) [設計書](#)

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

[法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと](#)

**くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。**

マニュライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

**マニュライフ生命保険株式会社**

マニュライフ生命コールセンター  
**0120-063-730**

受付時間9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

**●担当は****商品パンフレット**

この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

為替レートの変動などにより、損失が生じることがあります。



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

**Manulife**  
マニュライフ生命

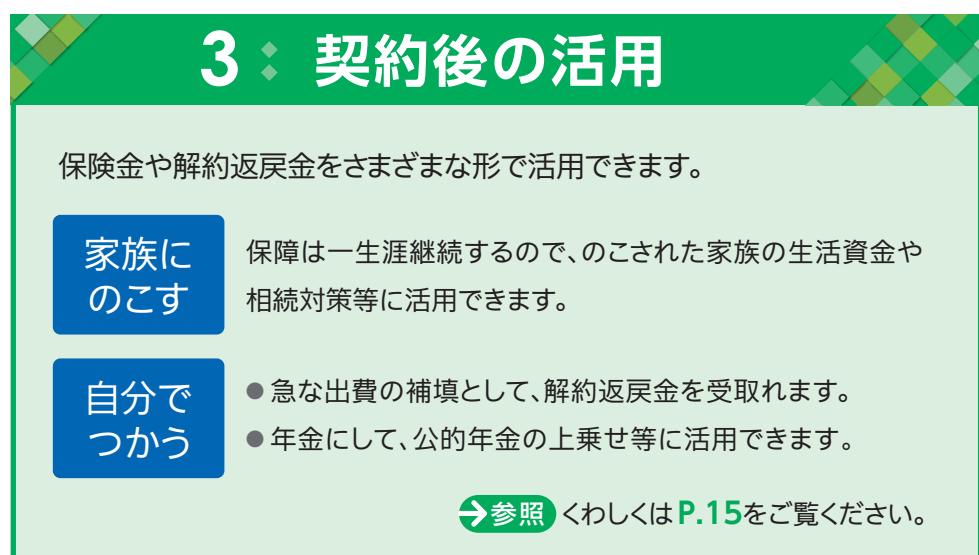
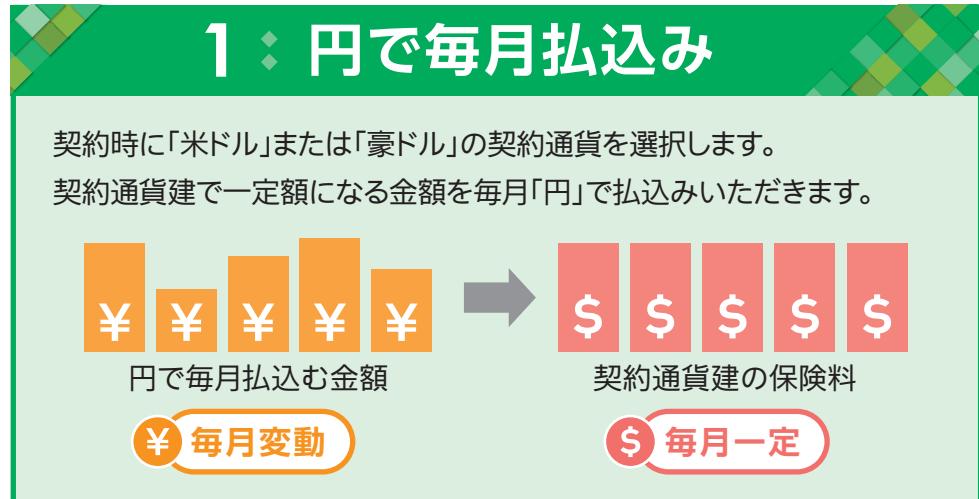




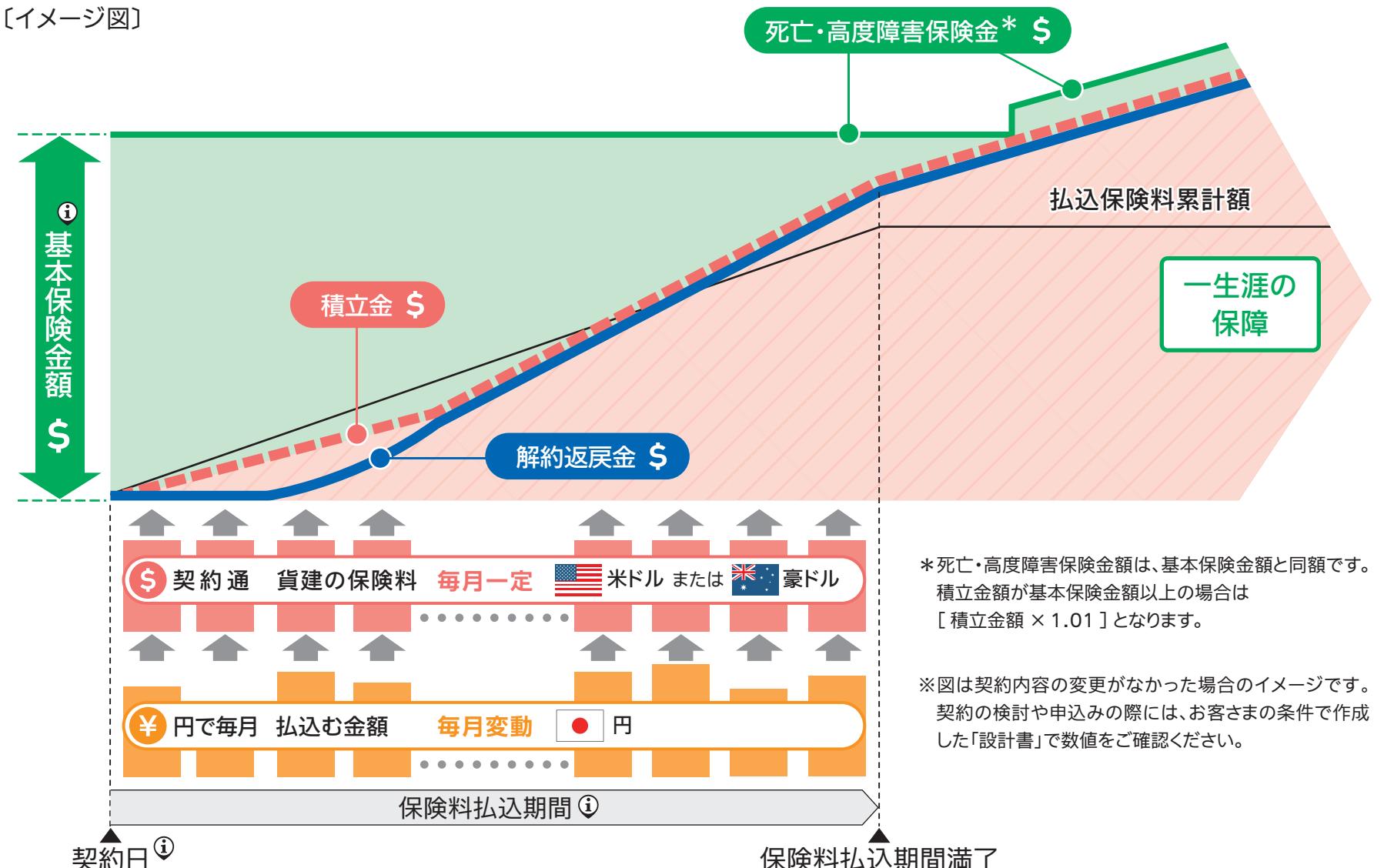
# しきみ：1

万一に備える

「米ドル」または「豪ドル」で死亡・高度障害保障を確保します。  
保障は一生涯にわたって継続します。



[イメージ図]



\*死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額です。  
積立金額が基本保険金額以上の場合は  
[積立金額 × 1.01] となります。

※図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。  
契約の検討や申込みの際には、お客様の条件で作成した「設計書」で数値をご確認ください。

- リスクのある商品です。  
この保険は外貨で運用します。  
そのため、為替相場<sup>①</sup>の変動によるリスクがあり、損失が生じるおそれがあります。
  - 費用がかかります。  
契約の締結・維持、死亡保障等に必要な費用や、外貨の取扱いによる費用、10年以内に解約したときに差し引かれる解約控除等があります。
- 参照 くわしくは P.21をご覧ください。

# しくみ：2 大きな病気に備える

特定疾病保険料払込免除特約を付加すると、特定疾病で所定の状態に該当したとき、それ以降の保険料の払込みが不要となります。  
その時点で解約返戻金が増加するので、治療費への充当などに活用できます。

## 1：保険料の払込み不要

保険料払込期間中にガン等の特定疾病で所定の状態に該当した場合、以後の保険料の払込みが不要となります。

**対象となる特定疾病**

- 悪性新生物（ガン）
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中

## 2：解約返戻金の活用

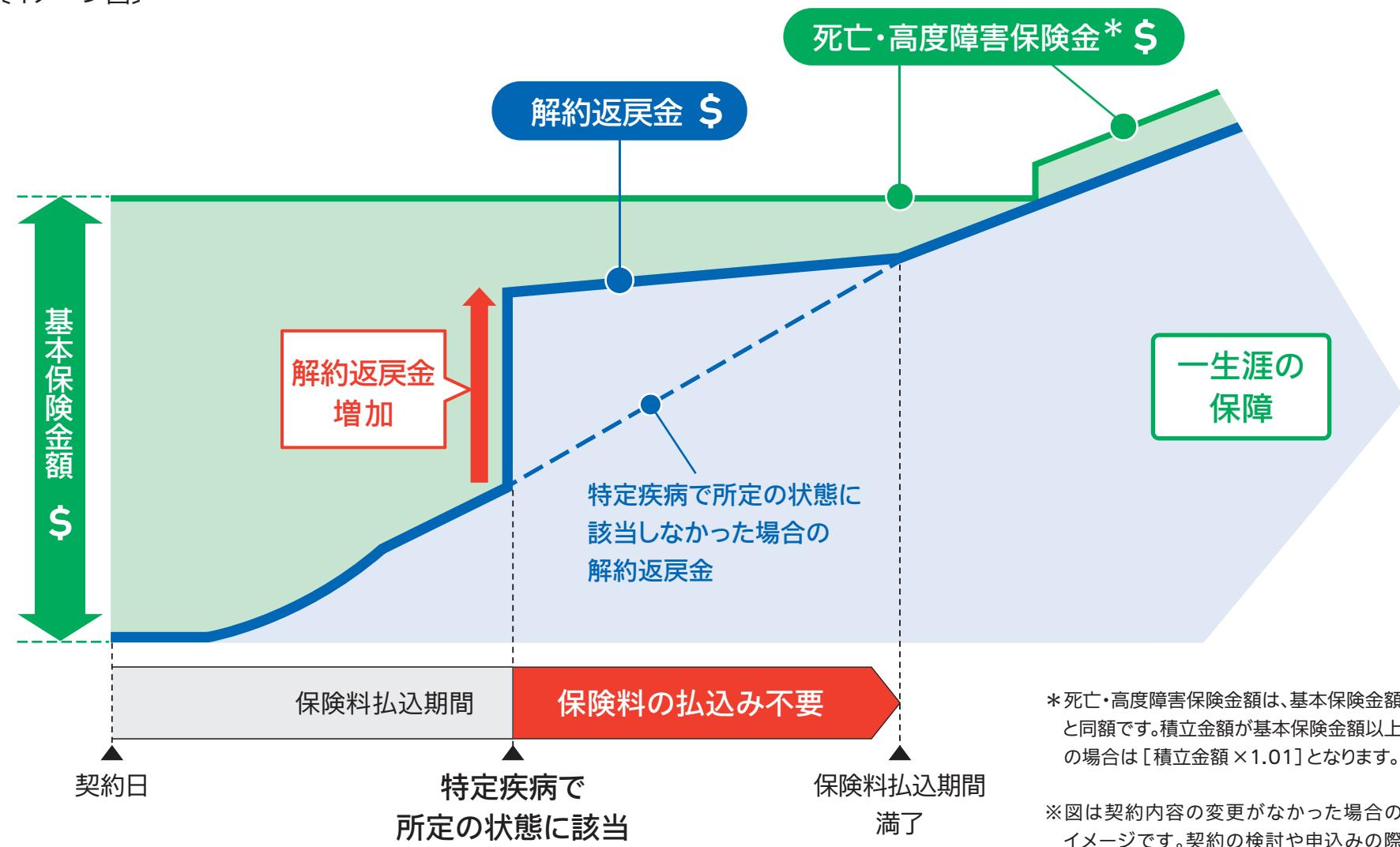
払込不要となった将来の保険料相当額が上乗せされ、保険料の払込免除時に解約返戻金が増加します。  
この場合、契約日から10年以内であっても解約返戻金を受取る際に解約控除はかかりません。

**解約返戻金を治療費や療養生活のサポートに活用！**

- 契約者貸付制度を利用して、契約を有効に継続しながら解約返戻金の9割の範囲内で必要な資金を借りられます。
- 解約や減額をして解約返戻金を受取り、治療費への充当、生活費の補填等に活用できます。

参照 くわしくは P.11 をご覧ください。

[イメージ図]



\*死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額です。積立金額が基本保険金額以上の場合は $[積立金額 \times 1.01]$ となります。

※図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。契約の検討や申込みの際には、お客さまの条件で作成した「設計書」で数値をご確認ください。

- 特定疾病保険料払込免除特約は、特定疾病となった場合に給付金等を支払う特約ではありません。
- 解約した場合、契約は消滅します。





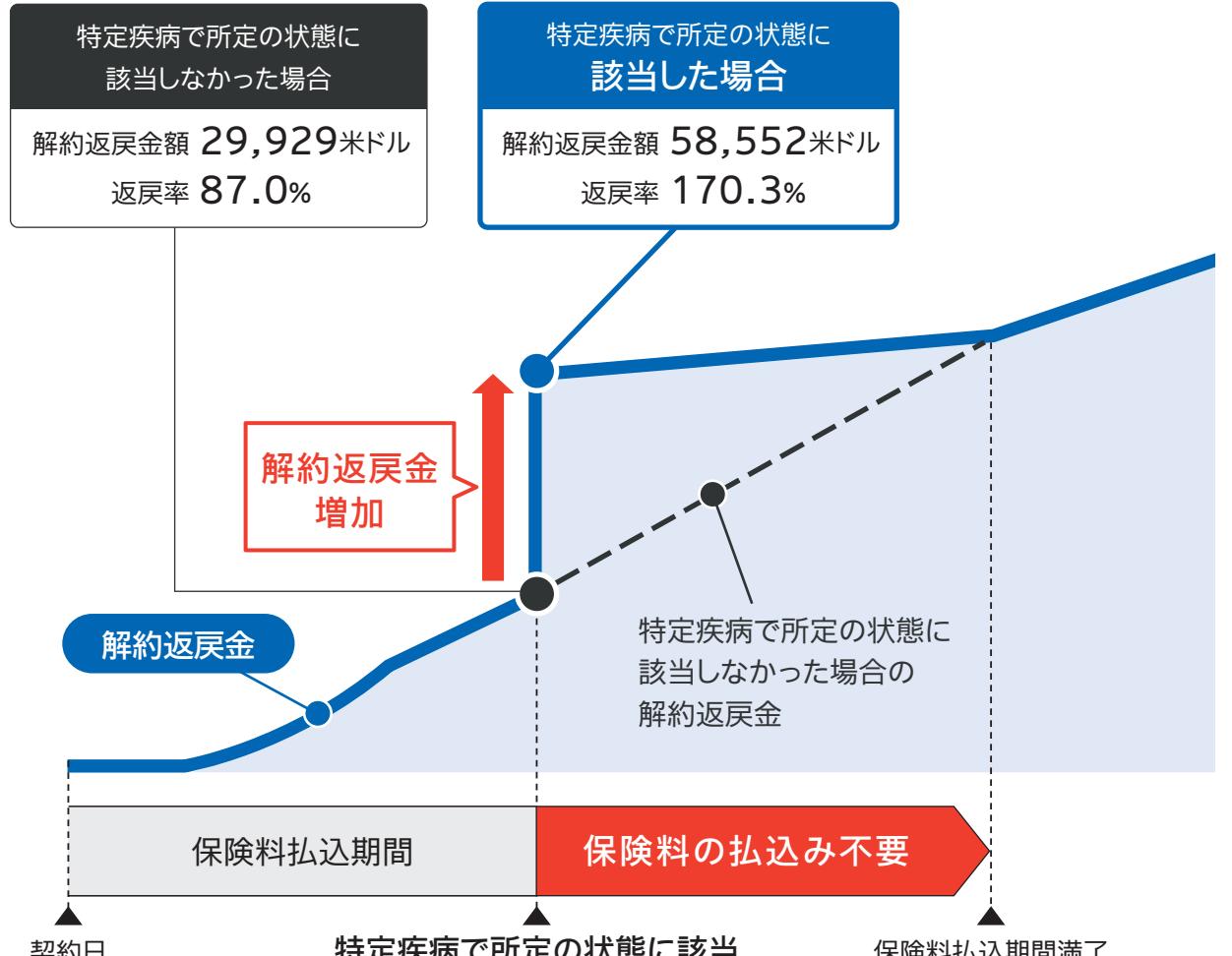
## こだわり：2 特約



特定疾病保険料払込免除特約を付加すると、特定疾病で所定の状態に該当したとき、それ以降の保険料の払込みが不要となります。その時点で解約返戻金が増加するので、治療費への充当などに活用できます。

### 解約返戻金額・返戻率の例（30歳で契約し、15年経過した場合）

- 性別／男性 ●契約通貨／米ドル ●基本保険金額／100,000米ドル
- 保険期間／終身 ●保険料払込期間／60歳満了 ●保険料払込方法／口振扱月払
- 特定疾病保険料払込免除特約／あり ●保険料率／非喫煙者保険料率
- 月払保険料／191米ドル ●払込保険料累計額／34,380米ドル



※保険期間中、契約内容の変更がなく、  
積立利率が最低保証積立利率(年1.5%)で一定に推移したと仮定  
※解約返戻金：1米ドル未満を切捨て、返戻率：小数第2位を切捨て  
※返戻率 = 解約返戻金額／払込保険料累計額

### 対象となる特定疾病

特定疾病	払込免除となる場合
	ガン責任開始日 <sup>*1</sup> 以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき
	次の①②の両方に該当した場合 ① 特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病したとき ② ①で初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>*2</sup> が継続したと医師によって診断されたとき
	次の①②の両方に該当した場合 ① 特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病したとき ② ①で初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

\*1 「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

\*2 軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

- ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、保険料の払込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内に契約者からお申出があったときは、この特約は無効となります。
  - 上皮内ガンおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは、保険料の払込免除の対象となります。









# リスク・費用



## リスク

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。

お支払い時点の為替相場で円に換えた保険金額等が、**円で払込んだ保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**



## 費用

項目	内容	金額	方法
保険関係費	契約の締結・維持、死亡保障等に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律に記載できません。	保険料・積立金から控除
解約控除 <sup>*1</sup>	契約日から10年以内に次の内容を行った場合にかかる費用 ●解約 ●減額 ●払済定額終身保険への変更	経過年月数・保険料払込期間等によって異なるため、一律に記載できません。	解約、減額部分の積立金から控除
為替手数料	●円入金特約を付加して、保険料等を円で払込みいただく費用  ※2024年4月現在。 為替手数料は、将来変更することがあります。	50銭 〔為替レート〕 TTM <sup>①</sup> + 50銭	両替時の為替レートに含んで控除
年金管理費	年金支払期間中の年金支払の管理にかかる費用	責任準備金額 <sup>①</sup> × 0.4%	年金支払日に責任準備金から控除

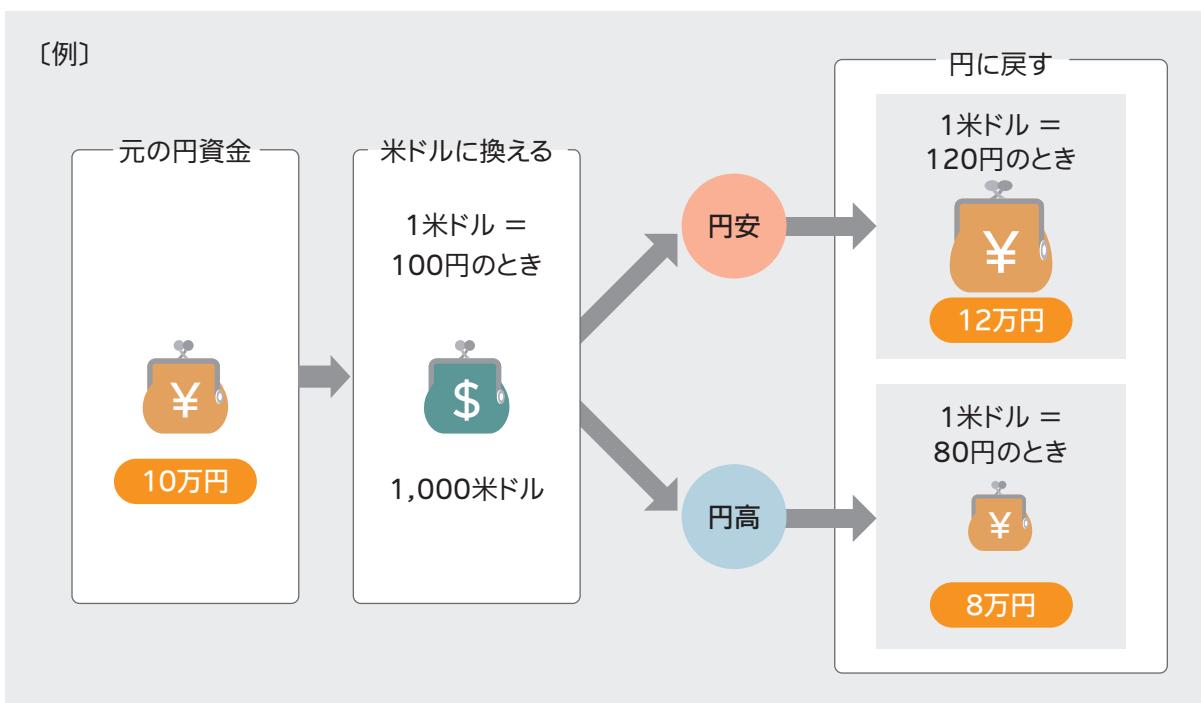
### Column

#### 為替相場の変動によるリスクとは？

次の例のように、元の資金10万円を米ドルに換え、再度円に戻すと、為替の影響により受取る金額が異なります。  
円安のときに円に戻すと受取額は12万円となり、元の資金よりも増えます。

しかし、円高のときに円に戻すと受取額は8万円となり、元の資金10万円より少なくなります。為替相場の状況により円に戻したり、また、外貨のまま据え置いて為替相場の回復を待つことで、このようなリスクに対応できます。

[例]



※為替相場の変動をわかりやすく説明するための例示です。為替手数料は考慮していません。

\*1 次の場合、解約控除のご負担はありません。

- ・特定疾病保険料払込免除特約により、保険料の払込みが免除となった後の解約および減額時
- ・払済定額終身保険への変更後の解約および減額時

\*2 「円支払特約 E型」を付加します。

※保険金等を外貨で受取る際、金融機関によってはリフティングチャージ<sup>①</sup>等の手数料をご負担いただく場合があります。  
くわしくは取扱金融機関にご確認ください。



